

平成25年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証表(総括)

1. 施策の体系

中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

- ①将来において成長発展が期待される分野における中小企業の参入および事業活動の促進
- ②県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進
- ③中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進

中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

- ①中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成
- ②中小企業の経営の安定および向上
- ③中小企業の創業および新たな事業の創出の促進
- ④中小企業者が供給する物品・役務等に対する需要の増進

産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

- ①ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大
- ②小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大
- ③観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大
- ④産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

2. 取り組みの状況

- ・中小企業の自らの成長を目指す円滑化では、淡海環境プラザ管理運営費ほか計21事業を実施。
- ・中小企業の経営基盤の強化では、女性活躍推進プロジェクト応援事業ほか計61事業を実施。
- ・産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化では、伝統的工芸品月間等参加事業ほか計60事業を実施。
- ・中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進では、未来成長拠点形成事業ほか計12事業を実施。

3. 事業の評価、総括

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	55	35.7%
実施状況Bの事業	82	53.2%
実施状況Cの事業	9	5.8%
実施状況Dの事業	8	5.2%
合計	154	100.0%

【実施状況の評価の考え方】

目標数値がある事業については、数値目標の達成状況を基本に、数値に現れない取組成果・課題等を加減し、事業全体を4段階で評価する。また、数値目標が設定できない事業については、定性評価により事業全体を4段階で評価する。

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況……………100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況……………75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況……………50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況……………50%未満

4. 評価と課題

中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

総括

県内中小企業の中に、水環境ビジネス関連プロジェクトや海外見本市出展、中小企業振興資金貸付金における成長産業育成枠の利用件数の増加など、積極的に自らの成長を目指す事業展開を図る動きが拡大してきており、着実に成果が表れてきている。そうした取組の進展に向け、引き続き、的確に実効性のある支援を行う必要がある。

- 水環境ビジネスにおいては、台湾・台南市の工業団地汚水処理について、県内中小企業が受注を受け、また、電池産業において、新たに3件の企業との共同開発を開始するなど、将来において成長発展が期待される分野での事業が促進され、着実に成果が表れてきている。
- 中小企業の海外における円滑な事業展開については、中小企業の海外展開の実態や意向について調査を実施したところであり、今後はそうした調査結果を踏まえ、支援策を実行していく必要がある。
- 中小企業者に対する事業の周知が十分でなく、利用件数の低調な事業が複数あるため、今後さらなる事業の周知に努める必要がある。

中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

総括

商工会等における経営指導や制度融資の活用促進などにより、中小企業の経営基盤の強化につなげることができたことなどの成果は表れてきているが、依然として営業・販売力の強化や人材の確保および育成、財務体質の強化、創業、後継者不足などの面で支援を求められていることから、販路開拓支援をはじめ、女性や若者等に対する就労支援や人材育成、制度融資の活用促進、創業支援、事業承継に向けた支援などに取り組む必要がある。

- 中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成では、例えば、離転職者等の職業訓練実施後の就職率やおうみ若者未来サポートセンターを通じた就職者が目標値を上回るなど、着実に成果があらわれているが、潜在的なニーズもあることから、今後も関係機関と連携した一層の制度の周知に努める必要がある。
- 商工会等の経営指導員による地道な経営改善指導、緊急経済対策資金や政策推進資金の融資等により中小企業の経営の安定・向上につなげることができたが、モデル的・リーダー的な企業の育成、輩出による県内企業群の位置づけの強化と異業種間・産学官連携によるトータル的な底上げという課題が残った。
- 創業・新事業の促進では、コラボしが21インキュベーション施設や草津・米原SOHOビジネスオフィスを卒業した事業者がほぼ目標どおり県内に定着あるいは事業拡大し成果が表れてきているが、県内開業率が低下しているという課題がある。
- 中小企業振興資金貸付金である政策推進資金(新事業促進枠)や開業資金については、幅広く企業の新事業展開や創業・企業を促すため、さらなる制度拡充が必要となっている。

産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

総括

地場産業組合に対する販路開拓支援や中小企業と大企業とのマッチング等への支援などにより、中小企業の事業機会の拡大につなげることができたことなどの成果は表れてきているが、引き続き、技術力の強化や商店街の再生、介護人材の確保などへの支援が求められていることから、研究開発への支援や商店街振興、介護サービスなどの産業分野に即した支援施策等に取り組む必要がある。

- 近江技術てんびん棒事業については、提案先大手企業の意向として、ニーズに合致する企業だけに絞り込んでの商談を要望される傾向にあり、今後展示商談会という形式での実施については検討が必要である。
- 新たに工場または研究所を建設する中小企業等に対する低利融資は、融資対象となる認定産業団地の減少や民間金融機関の融資との競合などの課題があり、融資対象の要件緩和や制度の見直しが必要となっている。
- 商店街の振興では、空き店舗と小規模事業者等の創業のマッチングシステムが構築されたところであり、今後多くのマッチングの成立につながるよう情報の充実に努める必要がある。
- 観光イベントの推進により、観光客の来訪の促進は図られてきたが、なお一層中小企業の事業機会の拡大につなげていく必要がある。

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

総括

ものづくりを支える県内工場と中小企業のネットワーク化、農商工の連携、産学官連携など、中小企業者と関係団体等との間の有機的な促進が図られた。